

災害時における相互応援に関する協定

足利市と鎌倉市は、両市が都市提携の盟約の締結市であることにかんがみ、いずれかの市域において災害が発生した場合に、被災市の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策について相互に応援するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 常備消防隊の派遣
- (2) 応急復旧活動等に必要となる人員の派遣及び車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要となる資器材及び物資の提供
- (4) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 児童及び生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅のあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第2条 応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合にあっては、人員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
- (3) 前条第3号及び第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応ずるものとする。

(応援のため派遣された人員の指揮)

第4条 応援のため派遣された人員は、要請市の長の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。ただし、本協定の趣旨を踏まえ、応援市は応分の負担とするものとする。

2 前項の費用負担の具体的な内容は、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度両市が協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市が負うものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市への往復途中に生じたものを除き、要請市がその賠償の責めを負うものとする。

(資料の交換)

第7条 両市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

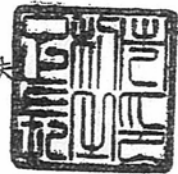
(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、両市が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

平成7年9月1日

足利市長 早川 一 夫



鎌倉市長 竹内 謙

